目　次

播磨町国民保護協議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-１
播磨町国民保護協議会運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-２
播磨町国民保護対策本部及び播磨町緊急対処事態対策本部条例・・・・・・・・・・・資-３
協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-４
県への主な緊急支援要請系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-５
県への調査事項及び調査報告系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-８
関係機関連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-10
相互応援協定の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-15
関係機関との協定一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-17
自主防災組織一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-20
警報の伝達先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-21
安否情報の収集、照会、回答に関する省令の各様式・・・・・・・・・・・・・・・・資-22
被災情報の報告様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-27
町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料(例)・・・・・・・・・・・・・・・資-28
救護所等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-29
危機管理対策本部　組織構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-30
危機管理連絡会議　組織構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-30
町対策本部の組織構成及び機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-31
町対策本部設置時における配備体制別人員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-35
救護の程度及び方法の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-36
医療機関一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-39
町内一般廃棄物許可業者・浄化槽清掃業許可業者・・・・・・・・・・・・・・・・・資-43
特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-44
　特殊標章等に係る交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-48
　特殊標章等を交付した者に関する台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-49
　特殊標章再交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-50
　身分証明書再交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-51

播磨町国民保護協議会条例

平成18年３月10日
条例第８号

（目的）

第１条　この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第８項の規定に基づき、播磨町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員及び専門委員）

第２条　協議会の委員の定数は、30人以内とする。

２　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第３条　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補則）

第５条　前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

播磨町国民保護協議会運営要綱

平成 18 年要綱第 56 号

（趣旨）

第１条　この要綱は、播磨町国民保護協議会条例（平成１８年播磨町条例第８号。以下「条例」という。）第５条の規定により、播磨町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長の職務代理）

第２条 条例第３条の会長があらかじめ指名する委員は、播磨町副町長とする。

（会議の公開）

第３条　協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、協議会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 播磨町情報公開条例（平成１２年条例第２６号）第７条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

２　会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録）

第４条　会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成するものとする。

２　前項の会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 会議の経過の概要

（委員の代理）

第５条　委員が、事故その他やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成１８年７月２４日から施行する。

附　則（平成１９年１０月１日要綱第３６号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

播磨町国民保護対策本部及び播磨町緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年３月 10 日
条例第７号

（目的）
第１条　この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、播磨町国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び播磨町緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）
第２条　国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。
２　国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
３　国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
４　国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
５　前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

（会議）
第３条　本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。
２　本部長は、法第 28 条第６項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）
第４条　本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
３　部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地対策本部）
第５条　法第 28 条第８項の規定により現地対策本部を置いたときは、これに現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
２　現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

（補則）
第６条　前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

（準用）
第７条　第２条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

播磨町国民保護協議会名簿

法		役職	機　　関　　名	職　　名
第２項		会長	播磨町	町　　長
第４項	第１号	委員	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所	所　　長
	第１号	委員	第五管区海上保安本部姫路海上保安部加古川海上保安署	署　　長
	第１号	委員	農林水産省近畿農政局兵庫県拠点	地方参事官 （兵庫県担当）
	第２号	委員	陸上自衛隊姫路駐屯地第３特科隊第３中隊	中　隊　長
	第３号	委員	兵庫県東播磨県民局	局　　長
	第３号	委員	加古川警察署	署　　長
	第４号	委員	播磨町	副　町　長
	第５号	委員	播磨町教育委員会	教　育　長
	第５号	委員	加古川市東消防署	署　　長
	第６号	委員	播磨町	部　　長
	第７号	委員	西日本旅客鉄道㈱加古川駅	駅　　長
	第７号	委員	西日本電信電話㈱兵庫支店	設備部災害対策室 次長
	第７号	委員	関西電力送配電㈱姫路本部	加古川配電営業所長
	第７号	委員	大阪ガス㈱ネットワークカンパニー兵庫導管部	マネージャー
	第７号	委員	神姫バス㈱加古川営業所	所　　長
	第７号	委員	山陽電気鉄道㈱鉄道事業本部	本　部　長
	第８号	委員	播磨町消防団	団　　長
	第８号	委員	一般社団法人加古川医師会	会　　長
	第８号	委員	播磨町自治会連合会	国民保護協議会担当委員
	第８号	委員	播磨町商工会	理　　事

【参　考】　根拠：国民保護法第４０条第２項及び第４項

○　県への主な緊急支援要請系統

兵庫県各部	要請項目	支援要請系統
災害対策本部 事務局	自衛隊派遣 各種支援要請	第３師団〔陸上・航空〕 第３特科隊〔陸上〕 阪神基地隊〔海上〕 ←事務局←東播磨県民局　←播磨町 総務防災課
	隣接市町での 避難所の開設	隣接市町　←事務局　←東播磨県民局　←播磨町 総務防災課
	陸上鉄道輸送の 要請	ＪＲ各社 私鉄各社 ←事務局　←東播磨県民局　←播磨町 総務防災課
	海上輸送の要請	神戸運輸監理部 加古川海上保安署 ←事務局　←東播磨県民局　←播磨町 総務防災課
	航空輸送の要請	大阪空港事務所 神戸空港管理事務所 但馬空港管理事務所 ←事務局　←東播磨県民局　←播磨町 総務防災課
	陸上自動車輸送 のあっせん	トラック協会 バス協会 近畿運輸局 ←事務局　←東播磨県民局　←播磨町 総務防災課
	物資のあっせん	関係団体 近畿経済産業局 ←地域産業立地課←事務局←東播磨県民局　←播磨町 総務防災課
	物資のあっせん （福祉関係機器）	関係団体　←障害福祉課　←事務局　←東播磨県民局　←播磨町 総務防災課
	食糧の調達・ あっせん	農林水産省農産局 協定業者 ←総合農政課←事務局←東播磨県民局　←播磨町 ・流通戦略課　・総務防災課
	放送要請	ＮＨＫ神戸放送局 サンテレビジョン ラジオ関西 兵庫エフエムラジオ放送 毎日放送 朝日放送 関西テレビ 読売テレビ 大阪放送（ラジオ大阪） ＦＭ８０２ （FM CO･CO・LO） ←事務局←東播磨県民局　←播磨町 総務防災課
	緊急警報放送 要請	ＮＨＫ神戸放送局　←事務局　←東播磨県民局　←播磨町 総務防災課
	報道要請	神戸新聞社 朝日新聞社 讀賣新聞社 毎日新聞社 産経新聞社 日本経済新聞社 日刊工業新聞社 時事通信社 共同通信社 日本工業新聞社 ←事務局　←東播磨県民局　←播磨町 総務防災課

兵庫県各部	要請項目	支援要請系統
災害対策本部事務局	消防･救急応援	消防庁 ←事務局 ←加古川市消防本部←播磨町
	ヘリの出動	神戸市 消防庁（他都道府県） 自衛隊 加古川海上保安署 ←事務局 ←東播磨県民局 ←播磨町 総務防災課
	災害救援専門ボランティアの派遣	関係団体 ←事務局 ←東播磨県民局 ←播磨町 総務防災課
保健医療部	保健師･栄養士等保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健所 県内市町 近隣府県 全国都道府県（厚生労働省） ←健康増進課←加古川健康福祉事務所 播磨町 ↓ 各保健所設置市
	医療関係者の派遣	全国都道府県（厚生労働省） 日本赤十字社 医師会 歯科医師会 市町立病院 国立病院←近畿厚生局 県立病院←県立病院局 薬剤師会 ← ←医務課 ←薬務課 災害拠点病院 播磨町 各医療機関 ↓ ←地域医療情報センター （加古川健康福祉事務所）
	患者受入医療機関のあっせん	厚生労働省 県内医療機関 ←医務課←地域医療情報センター← （加古川健康福祉事務所） 災害拠点病院 各医療機関 健康福祉事務所 各保健所設置市
	ヘリによる患者輸送	神戸市 消防庁（他都道府県） 自衛隊 加古川海上保安署 ←事務局 ←消防機関 ←各医療機関
	船艇による患者輸送	自衛隊 海上保安本部 ←事務局 ←医務課 ←地域医療情報センター （加古川健康福祉事務所） 災害拠点病院 各医療機関 ↓
	ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	ＮＴＴ西日本 水道事業者 ←企業庁水道課 関西電力送配電 （生活衛生課） 大阪ガス （一社）兵庫県ＬＰガス協会 ←医務課 ←地域医療情報センター （加古川健康福祉事務所） 各医療機関 ↓
	入院患者に対する食事の提供	給食事業者 ←医務課 ←地域医療情報センター ←各医療機関 （加古川健康福祉事務所）
	医薬品の供給	厚生労働省 薬事協会 薬品卸協同組合 ←薬務課 ←播磨町 ←各医療機関
	血液の安定供給	赤十字血液センター ← 薬務課 ← 播磨町 各医療機関

兵庫県各部	要請項目	支援要請系統
保健医療部	感染症対策薬剤等の供給	県内市町 ←感染症対策課 ←加古川健康福祉事務所 ←播磨町
	遺体処置･埋葬等（広域火葬、ドライアイス･柩等の確保･あっせん、遺体の搬送）	厚生労働省 近隣府県 民間業者 ←生活衛生課 ←加古川健康福祉事務所 ←播磨町
	風呂対策支援	関係団体等 自衛隊←事務局 ←生活衛生課←加古川健康福祉事務所←播磨町
	愛玩動物の保護・収容	県獣医師会 神戸市獣医師会 関係団体 ←生活衛生課 ←動物愛護センター（加古川健康福祉事務所、三木支所） ←播磨町
産業労働部	生活必需物資の流通確保	百貨店 チェーンストアー各社 石油商業組合等 ←地域経済課 ←東播磨県民局（県民課(ものづくり産業担当)） ←播磨町
農林水産部	非常災害用木材の調達･あっせん	木材業協同組合連合会等←林務課←加古川農林水産振興事務所←播磨町
環境部	ガレキ処理対策 ごみ処理対策 し尿処理対策（仮設トイレあっせん等）	県内市町 関係団体 関係省庁 他府県 ←環境整備課 ←東播磨県民局（環境課） ←播磨町
土木部	建設資機材等のあっせん	建設業協会 ←契約管理課 ←事務局 ←（播磨町、警察本部）
まちづくり部	応急危険度判定士の派遣	国土交通省 ←建築指導課 ←播磨町
	応急仮設住宅の建設支援	プレハブ建設協会 ←公営住宅整備課 ←加古川土木事務所 ←播磨町
	公営住宅への一時入居	各市町 他府県 ←公営住宅管理課 ←加古川土木事務所 ←播磨町
企業庁	飲料水の供給 給水車の派遣 水道復旧工事に関する人材派遣	近隣市町 厚生労働省 他府県 日本水道協会 自衛隊 ←水道課（健康福祉部生活衛生課） ←ブロック代表市町←播磨町 ↓ 加古川海上保安署 ← 対策本部事務局
	医療用水の確保	水道事業者←水道課（健康福祉部生活衛生課）← 医務課（加古川健康福祉事務所）←地域医療情報センター←各医療機関
警察本部	警察官の協力要請	加古川警察署 ←播磨町
	救助用建設資機材	建設業協会 ←県事務局 ←播磨町 ←加古川警察署

○　県への調査事項及び調査報告系統

兵庫県各部	調査項目	調査報告系統
災害対策本部事務局	災害即報（被害の全般的な状況）	←　東播磨県民局　←　播磨町 事務局　総務防災課 ←　播磨町〔緊急を要する即報〕 加古川市消防本部
	ライフライン被害・復旧状況	事務局　←　ＮＴＴ西日本 関西電力送配電 大阪ガス （一社）兵庫県ＬＰガス協会
	人、住家等の被害火災による被害	事務局　←　東播磨県民局　←播磨町 総務防災課
	避難所開設状況	事務局　←　東播磨県民局　←播磨町 総務防災課
	危険物施設等被害状況	事務局　←　東播磨県民局　←播磨町 総務防災課
	高圧ガス・火薬類被害状況	事務局　←各事業者
県民生活部	ボランタリー活動状況	総務課　←県民躍動課　←ひょうごボランタリープラザ←播磨町社会福祉協議会 （兵庫県社会福祉協議会）　ボランティアセンター
福祉部	社会福祉施設等の被害	地域福祉課←　人権推進室 高齢政策課 障害福祉課 ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙ推進課 こども政策課 児童課　←　加古川健康福祉事務所←播磨町
	火葬施設の被害	地域福祉課　←　生活衛生課　←　加古川健康福祉事務所　←　播磨町事務組合
	医療施設・感染症施設の被害	地域福祉課←医務課←　地域医療情報センター　←各医療機関 感染症対策課　（加古川健康福祉事務所）
保健医療部	水道施設の被害・復旧状況	生活衛生課　←　加古川健康福祉事務所　←　播磨町
農林水産部	農林水産業被害	総務課　←加古川農林水産振興事務所　←播磨町
	農地・農業施設被害	総務課　←農地整備課　←加古川流域土地改良事務所等　←播磨町
	漁港関係施設被害	総務課←水産漁港課←加古川農林水産振興事務所 ←播磨町〔町管理〕
環境部	廃棄物処理施設の被害	総務部　←　環境整備課　←　播磨町 事務組合

兵庫県各部	調 査 項 目	調　査　報　告　系　統
土　木　部	公共土木施設等の被害	技術企画課←河川整備課〔河川〕←加古川土木事務所 下水道課〔下水道施設〕 港湾課〔港湾施設・海岸〕 道路保全課 道路街路課 ←播磨町〔町工事〕
	道路の不通状況	技術企画課　←道路保全課←加古川土木事務所　←播磨町〔町管理〕 道路街路課
	鉄道の不通状況	技術企画課　←　交通政策課　←ＪＲ西日本 私鉄各社
	市街地整備事業被害	技術企画課　←市街地整備課　←播磨町　←施行者
	公営住宅関係被害	技術企画課←公営住宅整備課←加古川土木事務所 ←播磨町〔町営住宅〕
	その他建築関係被害	技術企画課←建築指導課←加古川土木事務所←播磨町〔民間宅地〕
	都市公園被害	技術企画課←公園緑地課←加古川土木事務所←播磨町〔町管理〕
	市街地の被害	技術企画課←都市計画課　←播磨町
水 防 本 部	水防関係の情報	水防本部←加古川土木事務所 加古川流域土地改良事務所等 ←水防管理団体（播磨町）
教育委員会	教育関係の情報 町立学校 国県町指定文化財 町立教育施設	総務課　←播磨東教育事務所　←播磨町教育委員会

○　関係機関の連絡先

【 近隣市町等 】

機　関　名	担当部署	所　在　地	電話／ＦＡＸ
明石市	総合安全対策室	明石市中崎 1－5－1	TEL:078-912-1111（代表） TEL:078-918-5069（直通） FAX:078-918-5140
加古川市	防災対策課	加古川市加古川町 北在家 2000	TEL:079-421-2000（代表） TEL:079-427-9717（直通） FAX:079-422-1403 FAX:079-424-1375
高砂市	危機管理室	高砂市荒井町千鳥 1－1－1	TEL:079-442-2101（代表） TEL:079-443-9008（直通） FAX:079-442-2229 FAX:079-442-9577
稲美町	危機管理課	加古郡稲美町国岡 1－1	TEL:079-492-1212（代表） TEL:079-492-9168（直通） FAX:079-492-5162 FAX:079-492-7792
加古川市消防本部	東消防署	加古川市平岡町 一色 797-317	TEL:079-424-0119(消防本部代表) TEL:119（緊急時） FAX:079-425-7587(消防本部)
	東消防署播磨分署	東本荘 2-16-5	

【 兵庫県 】

機　関　名	担当部署	所　在　地	電話／ＦＡＸ
兵庫県危機管理部	(代表)	神戸市中央区下山手通 5-10-1	TEL:078-341-7711
	災害対策課 (防災・危機管理班)		TEL:078-362-9988 FAX:078-362-9911 FAX:078-362-9912
	災害対策課 (防災情報班)		TEL:078-362-9812 FAX:078-362-9911 FAX:078-362-9912
	消防保安課		TEL:078-362-9821 FAX:078-362-9915
	総務課		TEL:078-362-9814 FAX:078-362-9914
東播磨県民局	(代表)	加古川市加古川町 寺家町天神木 97-1	TEL:079-421-1101
	総務防災課		TEL:079-421-9016 FAX:079-424-6616
	加古川土木事務所 管理第 2 課		TEL:079-421-9621 FAX:079-421-1213
	加古川農林水産振興事務所		TEL:079-421-9146 FAX:079-421-4056
	加古川健康福祉事務所		TEL:079-422-0002 TEL:079-422-0003(難病相談) TEL:079-422-0006(緊急時) FAX:079-422-7589
兵庫県警察本部	－	神戸市中央区下山手通 5-4-1	TEL:078-341-7441 TEL:110（緊急時） FAX：078-341-7441
加古川警察署	警備課	加古川市平岡町新在家 1224-13	TEL:079-427-0110 TEL:110（緊急時） FAX:079-425-8110
明石警察署	警備課	明石市田町 2-10-10	TEL:078-922-0110 FAX:078-924-0110

【関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

機　関　名	担当部署	所　在　地	電話／ＦＡＸ
近畿管区警察局	広域調整第２課	大阪市中央区大手前 2-1-22	TEL:06-6944-1234［内 5521］ FAX:06-6945-4489（直通）
近畿中部防衛局	企画部 地方調整課	大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館	TEL:06-6945-4951（代表） TEL:06-6945-4956（直通） TEL:06-6945-5381（休・夜） FAX:06-6945-7681（代表） FAX:06-6941-9366（直通） FAX:06-6945-5381（休・夜）
近畿総合通信局	総務課	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 4 階	TEL:06-6942-8503（直通） TEL:090-9219-5000(休・夜 1) TEL:090-9622-7600(休・夜 2) FAX:06-6942-1849（直通）
近畿財政局 神戸財務事務所	総務課	神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎 7 階	TEL:078-391-6941（代表） TEL:078-391-3500（直通） FAX:078-391-2506（直通）
神戸税関	総務部総務課	神戸市中央区新港町 12-1	TEL:078-333-3000（代表） FAX:078-333-3134（直通）
近畿厚生局	総務課	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 3 階	TEL:06-6942-2241（代表） FAX:06-6946-1500（代表）
兵庫労働局	総務課	神戸市中央区東川崎町 1-1-3	TEL:078-367-9000（直通） FAX:078-367-8551（直通）
近畿農政局	企画調整室	京都市上京区西洞院通リ下長者町下ル丁子風呂町	TEL:075-451-9161（代表） TEL:075-414-9036（直通） FAX:075-414-9060（直通）
近畿中国 森林管理局	企画調整室	大阪市北区天満橋 1 丁目 8-75	TEL:06-6881-3500（代表） TEL:06-6881-3402（直通） TEL:06-6881-3500（休・夜） FAX:06-6881-3415（直通）
近畿経済産業局	総務企画部 総務課	大阪市中央区大手前 1-5-4 大阪合同庁舎第 1 号館	TEL:06-6966-6001（代表） TEL:06-6966-6001（直通） TEL:090-1966-8243(休・夜) FAX:06-6966-6071（直通）
中部近畿産業保安監督部近畿支部	管理課	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 3 階	TEL:06-6966-6061（直通） FAX:06-6966-6095（直通）
近畿地方整備局	防災室	大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前庁舎 6 階	TEL:06-6942-1141（代表） TEL:06-6942-1575（直通） TEL:06-4790-7521(休・夜) FAX:06-6944-4741（直通）
近畿運輸局	総務部 安全防災・危機管理調整官	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	TEL:06-6949-6404（代表） TEL:06-6949-6412（直通） FAX:06-6949-6458（直通）
神戸運輸監理部	総務企画部 安全防災危機管理調整官	神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎 5 階・6 階	TEL:078-321-3141（代表） TEL:078-321-3473（直通） TEL:090-2103- 2552(休・夜) FAX:078-321-3474（直通）
大阪航空局 大阪空港事務所	総務部 航空保安防災課	大阪府豊中市蛍池西町 3-371	TEL:06-6843-1121（代表） TEL:06-6843-1241（直通） TEL:06-6843-1249（休・夜） FAX:06-6843-1150（代表） FAX:06-6843-1502（直通） FAX:06-6843-1390（休・夜）

機　関　名	担当部署	所　在　地	電話／ＦＡＸ
東京航空交通管制部	総務課 （休・夜） 守衛室	埼玉県所沢市並木 1-12	TEL:042-992-1181（代表） TEL:042-992-1180（直通） TEL:042-995-1335（休・夜） FAX:042-992-1925（直通）
神戸地方気象台	業務課 （休・夜） 観測予報課	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3	TEL:078-222-8907（直通） TEL:078-222-8915（休・夜） FAX:078-222-8942（代表） FAX:078-222-8942（直通） FAX:078-222-8945（休・夜）
第五管区海上保安本部	姫路海上保安部 加古川海上保安署	加古川市別府町港町 14 番地の 2	TEL:079-435-0671（直通） TEL:118（緊急時） FAX:079-435-0726（直通）
近畿地方環境事務所	総務課	大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31 OMM ビル 8F	TEL:06-4792-0700（代表） FAX:06-4790-2800（代表）
陸上自衛隊 （第３特科隊 第３中隊）	特科隊本部 第３科 （休・夜） 駐屯地当直司令	姫路市峰南町 1-70	TEL:079-222-4001 ［内 230-235］ TEL:079-222-4001［内 302］ （休・夜） FAX:079-222-4001［内 239］
海上自衛隊 呉地方総監部	防衛部 第３幕僚室	広島県呉市幸町 8-1	TEL:0823-22-5511（代表） TEL:0823-21-4193（直通） TEL:0823-21-4193（休・夜） FAX:0823-22-5692（直通）
航空自衛隊 中部航空方面隊	司令部防災部 運用課 運用第 2 班 （休・夜） 中空SOC当直幕僚	埼玉県狭山市稲荷山 2-3	TEL:04-2953-6131[内 2233] TEL:04-2953-6131[内 2204] （休・夜） FAX:04-2953-6131[内 2269]

【 関係指定公共機関等 】

機　関　名	担当部署	所　在　地	電話／ＦＡＸ
日本放送協会 神戸放送局	放送（ニュース）	神戸市中央区中山手通 2-24-7	TEL:078-252-5000（代表） TEL:078-252-5100（直通） TEL:078-252-5100（休・夜） FAX:078-252-5110（直通） FAX:078-252-5110（休・夜）
西日本旅客鉄道 株式会社近畿統括本部	経営企画部（リスクマネジメント）	大阪市淀川区宮原 4 丁目 3 番 39 号	TEL:06-7668-7011（代表） TEL:090-4287-5062（休・夜） FAX:06-7668-7013（代表）
西日本電信電話 株式会社兵庫支店	設備部 災害対策室	神戸市中央区海岸通 11	TEL:078-393-9440（代表） TEL:078-393-8320（休・夜） FAX:078-326-7363（代表） FAX:078-321-3790（休・夜）
関西電力送配電株式会社 姫路本部	－	姫路市十二所前町 117	TEL:0800-777-3081 FAX:079-227-0615
大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー兵庫導管部	導管計画チーム	神戸市中央区港島中町 4-5-3	TEL:078-303-8600 FAX:078-303-7864
日本郵便株式会社 神戸中央郵便局	業務企画室	神戸市中央区栄町通 6-2-1	TEL:078-360-9534（代表） TEL:078-360-9534（直通） TEL:078-360-9567（休・夜） （夜間は 21 時まで） FAX:078-360-9527（直通）
日本赤十字社 兵庫県支部	事業部 救護福祉課	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-5	TEL:078-241-9889（代表） TEL:078-241-1499（直通） TEL:080-2401-1154(休・夜) （事業部長） TEL:090-3266-5980(休・夜) （救護福祉課長） FAX:078-241-6990（代表） FAX:078-241-6990（直通） FAX:078-241-6990（休･夜）

【 関係指定地方公共機関等 】

機　関　名	担当部署	所　在　地	電話／ＦＡＸ
株式会社 サンテレビジョン	報道制作局 報道部	神戸市中央区港島中町 6-9-1	TEL:078-303-3160(代表) TEL:078-303-3145(直通) TEL:078-303-3168(休・夜) FAX:078-303-3158(直通)
株式会社 ラジオ関西	報道制作局 報道制作部 (休・夜) 報道デスク	神戸市中央区東川崎町 1-5-7	TEL:078-362-7380(代表) TEL:078-362-2200(直通) TEL:078-362-2200(休・夜) FAX:078-362-7403(直通) FAX:078-362-7403(休・夜)
神姫バス株式会社	バス事業部 運輸課	姫路市西駅前 1	TEL:079-223-1241(代表) TEL:079-423-1347(直通) TEL:090-2707-4093(休・夜) FAX:079-223-1444(代表) FAX:079-281-2620(直通) FAX:079-281-2620(休・夜)
山陽電気鉄道 株式会社	鉄道営業部 運転教育課 （休・夜） 運転指令室	明石市二見町東二見 1050	TEL:078-940-5122(直通) FAX:078-940-5109(直通)

【 その他の機関 】

機　関　名	担当部署	所　在　地	電話／ＦＡＸ
播磨町対策本部		加古郡播磨町東本荘 1-5-30	TEL:079-435-0355(代表) TEL:079-435-0991(直通) FAX:079-435-0831(代表) FAX:079-435-7901(直通)
加古川流域土地改良事務所		三木市宿原字寺前 70	TEL:0794-82-9839 FAX:0794-83-6835
近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	防災課	姫路市北条１丁目 250	TEL:079-282-8508 FAX:079-284-8879
近畿農政局 兵庫県拠点	地方参事官室	神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎	TEL:078-331-5924 FAX:078-331-5177
(一社)加古川医師会		加古川市加古川町篠原町 103-3	TEL:079-421-4301 FAX:079-421-4303
神姫バス㈱ 加古川営業所		加古川市神野町石守 301-2	TEL:079-423-2231(直通) FAX:079-423-2233(直通)
西日本旅客鉄道㈱ 東加古川駅		〒675-0101 加古川市平岡町新在家 1498	TEL:070-2274-2596(直通) FAX:079-425-9891(直通)
西日本旅客鉄道㈱ 土山駅		〒675-0151 加古郡播磨町野添 1616-2	TEL:070-2274-2595(直通) FAX:078-942-1625(直通)
山陽電気鉄道㈱ 東二見駅		〒674-0092 明石市二見町東二見 479	TEL:078-941-6923(直通) FAX:　　―
ＢＡＮ－ＢＡＮ ネットワークス㈱		加古川市加古川町粟津 26-2	TEL:079-421-3736 FAX:079-420-3735

○　防災のための相互応援協定一覧

＜災害相互応援協定等（公共機関）その１＞

区分	No	協定等名称	協定等締結先	協定等締結日
総合	1	兵庫５カ国交流会議構成市町災害時相互支援に関する協定	猪名川町、香美町、篠山市、淡路市	平成 17 年 6 月 1 日
	2	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県及び県内市町	平成 18 年 11 月 1 日
	3	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	東播磨ブロック（明石市、加古川市、高砂市、稲美町）、北播磨ブロック（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）	平成 18 年 11 月 1 日
	4	瀬戸内･海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内･海の路ネットワーク推進協議会	令和元年 10 月 25 日
	5	東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定	東播磨地域（明石市、加古川市、稲美町）、中河内地域（八尾市、東大阪市、柏原市）	平成 24 年 4 月 1 日
	6	播磨広域防災連携協定	播磨地域１３市９町（姫路市、加古川市、たつの市、小野市、相生市、明石市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、加東市、多可町、稲美町、市川市、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町）	平成 26 年 4 月 22 日
	7	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成 24 年 11 月 2 日
	8	全国ミニ団体連絡会議が母体となった災害時相互応援協定	羽村市、清洲市、真鶴町、大山崎町、忠岡町、田尻町	平成 25 年 1 月 23 日
	9	全国伝統地名（旧国名）市町災害時相互支援に関する協定	むつ市、志摩市、京丹後市、摂津市、和泉市、美作市、長門市、阿波市、伊予市	平成 25 年 9 月 1 日
消防	10	兵庫県広域消防相互応援協定	兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	平成 25 年 10 月 23 日

＜災害相互応援協定等（公共機関）その２＞

区分	No	協定等名称	協定等締結先	協定等締結日
廃棄物処理	11	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県、各市町及び関係一部事務組合	平成17年9月1日
上下水道	12	加古川市と播磨町の間に設置する連絡管に関する基本協定書	加古川市	平成30年5月25日
	13	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	兵庫県、各市町、各水道企業団、日水協県支部及び県簡水協会	平成10年3月16日
	14	明石市と播磨町の間に設置する連絡管に関する基本協定書	明石市	平成25年12月3日
	15	下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ	下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議	平成27年1月15日
情報伝達	16	災害時における放送要請に関する協定書	日本放送協会	昭和53年4月1日
避難所	17	播磨町と兵庫県立東はりま特別支援学校との避難所指定にかかる覚書	兵庫県立東はりま特別支援学校	平成24年3月13日 平成25年10月1日
	18	播磨町と兵庫県立播磨南高等学校との避難所指定にかかる協定	兵庫県立播磨南高等学校	令和2年10月15日
	19	災害時に福祉避難所として町有施設を使用するに当たっての施設運営に関する協定	社会福祉法人播磨町社会福祉協議会	平成25年6月18日
	20	災害時における福祉避難所の運営支援に関する協定	社会福祉法人播磨町社会福祉協議会	平成25年6月18日
	21	大中遺跡公園の広域避難地指定に関する協定	兵庫県立考古博物館	平成25年9月10日
	22	播磨町と兵庫県立東はりま特別支援学校との福祉避難所の指定に関する協定	兵庫県立東はりま特別支援学校	令和2年2月5日
	23	播磨町と兵庫県立播磨南高等学校との福祉避難所の指定に関する協定書	兵庫県立播磨南高等学校	令和2年10月15日

○　防災のための関係機関との協定等一覧

＜災害応援協定等（民間団体等）その１＞

区分	No	協定等名称	協定等締結先	協定等締結日
物資支援	1	緊急時における生活物資確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ	平成８年 ４月１日
	2	震災時における緊急設備支援に関する協定	株式会社セレスポ	平成 29 年 ４月１日
	3	災害時等における飲料水等の供給協力に関する協定	関西キリンビバレッジサービス株式会社	平成 27 年 ７月１日
	4	災害時における支援協力に関する協定	兵庫県石油商業組合加古川高砂支部	平成 24 年 ５月２日
	5	災害時における支援協力に関する協定	一般社団法人兵庫県エルピーガス協会加印支部	平成 24 年 11 月６日
	6	災害時における物資調達に関する協定書	株式会社共進ペイパー＆パッケージ	平成 25 年 ２月 19 日
	7	災害時における畳の提供等に関する協定	５日で 5,000 枚の約束。プロジェクト実行委員会	平成 27 年 ５月 14 日
	8	災害時における支援協力に関する協定	株式会社加古川産業会館	平成 28 年 ７月 12 日
	9	災害時における支援協力に関する協定	株式会社タルイ	平成 29 年 ２月 27 日
	10	災害時における支援協力に関する協定	株式会社北神社	平成 29 年 ２月 27 日
	11	災害時における支援協力に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	平成 29 年 ２月 27 日
	12	災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	平成 30 年 ２月 22 日
資機材	13	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ関西支店	平成 27 年 ４月９日
	14	災害時におけるレンタル資機材等の提供に関する協定	株式会社ビナン明石営業所	令和元年 ６月 11 日
	15	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	姫路三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社	令和２年 11 月 13 日
	16	災害時における自動車等の支援に関する協定書	株式会社東播自動車教習所	令和３年 ６月 25 日
障害物の除去等	17	災害時における応急対策等の協力に関する協定	兵庫県自動車整備振興会加古川支部	平成 22 年 ４月１日
	18	災害時における応急対策等の協力に関する協定	社団法人兵庫県建設業協会加印支部	平成 23 年 ２月８日
上下水道	19	災害時における応急活動に関する協定	播磨町上下水道工事業協同組合	平成 22 年 ３月 25 日
情報伝達	20	災害時等における報道要請に関する協定	神戸新聞社、朝日新聞社神戸支局、讀賣新聞社神戸支局、毎日新聞社神戸支局、産経新聞社神戸支局、日本経済新聞社神戸支局、日刊工業新聞社神戸支局、時事通信社神戸支局、共同通信社神戸支局、日本工業新聞社神戸総局	平成９年 ５月 15 日
	21	災害時における緊急放送の協力に関する協定	ＢＡＮ－ＢＡＮﾈｯﾄﾜｰｸｽ(株)	平成 19 年 ９月１日

＜災害応援協定等（民間団体等）その２＞

区分	No	協定等名称	協定等締結先	協定等締結日
避難所等	22	津波等発生時における一時避難所としての使用に関する協定	セフレ播磨	平成24年 8月10日
			サンシティ本荘壱番館	平成25年 2月1日
			サンシティ本荘弐番館	平成25年 2月1日
			エバーホテルはりま加古川	平成25年 3月12日
	23	災害時における支援協力に関する協定（臨時受入施設等）	エバーホテルはりま加古川	令和2年 7月6日
	24	災害時に福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人知足会	平成25年 6月7日
			社会福祉法人グランはりま	平成25年 6月10日
	25	災害時における福祉避難所の運営支援に関する協定	社会福祉法人知足会	平成25年 6月7日
			社会福祉法人グランはりま	平成25年 6月10日
	26	災害時における一時避難場所としての使用に関する協定	(株)神鋼環境ソリューション播磨製作所、星光PMC(株)播磨工場、(株)リョーサン、(株)きしろ播磨工場、加古郡衛生事務組合、(株)山一商会、(株)神戸製鋼所播磨工場、（一財）播磨港湾福利厚生協会東播磨港湾労働者福祉センター、播磨町可燃ごみ中継センター（※）	平成27年 11月5日
			JFEプラントエンジ㈱	平成29年 7月1日
	27	災害時における支援協力に関する協定	大和リース株式会社	平成29年 3月3日
	28	災害時における支援協力に関する協定	住友精化株式会社	令和元年 11月7日
	29	災害時における支援協力に関する協定	多木化学株式会社	令和2年 11月9日
その他	30	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成24年 3月15日
	31	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	日本郵便株式会社近畿支社	平成25年 5月31日
	32	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	兵庫県電気工事工業組合加古川支部	平成26年 2月4日
	33	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	兵庫県行政書士会	平成28年 10月1日
	34	災害支援ボランティア活動に関する協定	社会福祉法人播磨町社会福祉協議会	平成30年 5月1日
	35	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成30年 7月23日
	36	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定	一般社団法人兵庫県水質保全センター	令和2年 2月5日
	37	災害時における廃棄物処理に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合	令和3年 11月1日

	38	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境株式会社	令和３年 11 月 12 日
	39	災害時におけるドローンを活用した支援活動に関する協定	一般社団法人ＤＰＣＡ 一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会	令和５年 5 月 26 日

※播磨町可燃ごみ中継センターは町施設のため、協定の締結は行っていないが、協定の対象となっている各避難場所に準じて取扱う。

○　自主防災組織一覧

コミセン区	自治会	自主防災組織
南部コミセン区	本荘東	本荘東
	本荘中	本荘中
	本荘西	本荘西
	本荘北	本荘北
	石ケ池	石ケ池
	学園前	学園前
	学園北	学園北
	本荘県住	本荘県住
	宮北	宮北
	宮西	宮西
	リベール播磨南	リベール播磨南
野添コミセン区	新池	新池
	川端	川端
	野添中部	野添中部
	鹿の川	鹿の川
	宮山	宮山
	宮ノ裏	宮ノ裏
	城	城
	野添高山	野添高山
	駅西	駅西
	土山駅前	土山駅前
	五反田	五反田
	緑ケ丘	緑ケ丘
	播磨苑	播磨苑
	野添県住	野添県住
	蓮池	蓮池
	新野添	新野添
	オリーブハイツ	オリーブハイツ
	サニーハウス	サニーハウス土山
	サンシティー本荘	サンシティー本荘
	北池	北池
西部コミセン区	大中東	大中東
	大中西	大中西
	大中団地	大中団地
	古田東	古田東部連合
	古田北	
	古田西	古田西
	本荘古田南	本荘古田南
	神川	―
東部コミセン区	古宮第一	古宮第一
	古宮第二	古宮第二
	古宮第三	古宮第三
	駅東	駅東
	二子	二子
	二子北	二子北

○　警報の伝達先一覧

町 → サイレン　・　防災行政無線（同報系）

危機管理課	消防団	→	連絡網による	住民
	自主防災組織	→	連絡網による	
健康福祉課	社会福祉協議会 079-435-1712	福祉しあわせセンター	079-435-1712	
		福祉会館	079-430-6500	
		ディサービスセンター	079-437-6155	
	播磨町健康いきいきｻﾎﾟｰﾄｸﾞﾙｰﾌﾟ	健康いきいきセンター	079-435-5578	
こども課	播磨小学校学童保育所(第１学童)	→	079-437-0299	
	播磨小学校学童保育所(第２学童)	→	079-497-5520	
	蓮池小学校学童保育所(第１学童)	→	078-941-1141	
	蓮池小学校学童保育所(第２学童)	→	078-941-1146	
	蓮池小学校学童保育所(第３学童)	→	078-941-1900	
	播磨西小学校学童保育所(第１学童)	→	079-436-3041	
	播磨西小学校学童保育所(第２学童)	→	079-435-3332	
	播磨南小学校学童保育所(第１学童)	→	078-941-1145	
	播磨南小学校学童保育所(第２学童)	→	078-942-3100	
	蓮池こども園	→	078-942-6983	
	播磨保育園	→	079-437-8165	
	播磨中央こども園	→	079-435-2455	
	キューピットこども園	→	079-435-2532	
	パレット保育園	→	079-451-7616	
	南部子育て支援センター	→	079-437-4188	
	北部子育て支援センター	→	078-944-0717	
	播磨幼稚園	→	079-437-0729	
	蓮池幼稚園	→	078-942-8328	
	播磨西幼稚園	→	079-435-3265	
産業環境課	商工会	→	079-435-1630	
	農業協同組合	→	079-435-1591	
	漁業協同組合	播磨町	078-942-1912	
	シルバー人材センター	ゆうあいプラザ	079-437-7386	
	播磨町可燃ごみ中継センター	→	079-435-2562	
	加古郡リサイクルプラザ	→	079-437-7671	
土木課	播磨町臨海管理センター 079-437-2088	石ヶ池公園	079-435-1879	
		野添北公園	078-944-6040	
		野添であい公園	078-943-5588	
上下水道課	第３浄水場	→	079－435-5095	
教育総務課	播磨小学校	→	079-437-9849	
	蓮池小学校	→	078-943-2211	
	播磨西小学校	→	079-435-3264	
	播磨南小学校	→	078-942-0730	
	播磨中学校	→	079-437-8147	
	播磨南中学校	→	078-943-6622	
	播磨南高校	→	078-944-1157	
	東はりま特別支援学校	→	079-430-2820	
協働推進課	スポーツクラブ 21 はりま 079－437-2201	総合体育館	079-437-2007	
		シーサイドドーム	078-944-1133	
	まちづくりサポートはりま	中央公民館	079-437-6980	
	図書館流通センター	図書館	079-437-4500	
	郷土資料館	→	079-435-5000	
	自治会	→	連絡網による	
	東部コミュニティ委員会	東部コミセン	078-943-6611	
	西部コミュニティ委員会	西部コミセン	079-436-9900	
	野添コミュニティ委員会	野添コミセン	078-943-4825	

	南部コミュニティ委員会	南部コミセン	079-436-4110

○　安否情報の収集、照会、回答に関する省令の各様式

様式第１号（第１条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（　　年　　月　　日　　時　　分）

①　氏名	
②　フリガナ	
③　出生の年月日	年　　月　　日
④　男女の別	男　　女
⑤　住所（郵便番号を含む。）	
⑥　国籍	日本　　その他（　　）
⑦　その他の個人を識別する情報	
⑧　負傷（疾病）の該当	負傷　　非該当
⑨　負傷又は疾病の状況	
⑩　現在の居所	
⑪　連絡先その他必要事項	
⑫　親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬　知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭　①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するがどうか○で囲んで下さい	同意する 同意しない
備考	

（注１）　本収集は国民保護法第 94 条第１項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第１項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）　親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注 4）　回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

様式第２号（第１条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（　　年　　月　　日　　時　　分）

①　氏名	
②　フリガナ	
③　出生の年月日	年　　月　　日
④　男女の別	男　　女
⑤　住所（郵便番号を含む。）	
⑥　国籍	日本　　その他（　　）
⑦　その他の個人を識別する情報	
⑧　死亡の日時、場所及び状況	
⑨　遺体が安置されている場所	
⑩　連絡先その他必要情報	
⑪　①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注１）　本収集は国民保護法第 94 条第１項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第 95 条第１項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）　親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注 4）　回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続　柄	

（注 5）　⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第３号（第２条関係）

安　否　情　報　報　告　書

報告日時：　　年　　月　　日　　時　　分

市町村名：　　担当者名

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備　考

備　考　　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

３　「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

４　武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

５　⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第４号（第３条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣　　年　　月　　日
（都道府県知事）　殿
（市町村長）

申　請　者
住所（居所）

氏　　名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の関する法律第９５条第１項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由（○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （　　）
備　　考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏　　名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住　　所	
	国　　籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本　　その他（　　）
	その他個人を識別するための情報	
※　申請者の確認		
※　備　　考		

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とします。
２　法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
３　「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
４　※印の欄には記入しないで下さい。

様式第５号（第４条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年　　月　　日

殿

総務大臣
（都道府県知事）
（市町村長）

年　　月　　日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別	
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	

被照会者	氏　　名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住　　所	
	国　　籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本　　その他（　　）
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とします。
２　「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死 亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
３　「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
４　武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
５　安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

○　被災情報の報告様式

年　月　日に発生した○○○による被害（第　報）

年　月　日　時　分
○○市（町村）

1　武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
(1) 発生日時　　年　月　日
(2) 発生場所　　○○市△△町Ａ丁目Ｂ番Ｃ号（北緯　　度、東経　　度）
2　発生した武力攻撃災害の状況の概要
3　人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者 重傷	負傷者 軽傷	全壊	半壊	
	（人）	（人）	（人）	（人）	（棟）	（棟）	

※　可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概　　況

○　町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）

○　住宅地図
（※　人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
○　区域内の道路網のリスト
（※　避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市（町村）道等の道路のリスト）
○　輸送力のリスト
（※　鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
（※　鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
○　避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
（※　避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
○　備蓄物資、調達可能物資のリスト
（※　備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
○　生活関連等施設等のリスト
（※　避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
○　関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
（※　特に、地図や各種のデータ等は、市町村対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレーできるようにしておくことが望ましい。）
○　町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
（※　代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
○　消防機関のリスト
（※　消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
（※　消防機関の装備資機材のリスト）
○　災害時要援護者の避難支援プラン

○　救護所等一覧表

（１）救護所及び避難所

名称	所在地	収容人員 (3.3 ㎡/人)	収容人員 (2 ㎡/人)	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ等 面積　㎡	電　　話	ＦＡＸ
播磨小学校	宮北 １丁目 3-10	683	1,143	7,500	079- 437-9849	079- 437-9671
蓮池小学校	西野添 ４丁目 3-1	760	1,272	13,800	078- 943-2221	078- 943-9964
播磨西小学校	北本荘 ４丁目 5-1	628	1,048	11,100	079- 435-3264	079- 435-3179
播磨南小学校	古宮 ５丁目 11-10	474	792	11,000	078- 942-0730	078- 942-9637
播磨中学校	南大中 １丁目 6-50	872	1,455	10,700	079- 437-8147	079- 437-1062
播磨南中学校	古宮 ５丁目 10-1	816	1,363	18,500	078- 943-6622	078- 943-6623
東はりま特別支援学校 （地域連携交流施設）	北古田 １丁目 17-17	394	655	7,000	079- 430-2820	079- 430-2821
播磨南高等学校	古宮 ４丁目 3-1	465	768	－	078- 944-1157	078- 944-1158

（２）一時集合場所

名称	所在地	収容人員 (3.3 ㎡/人)	収容人員 (2 ㎡/人)	電　話	ＦＡＸ
中央公民館	東本荘 1 丁目 5-40	267	437	079- 437-6980	079- 437-5735
東部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	二子 418 番地の 3	89	149	078- 943-6611	078- 943-6611
西部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	古田 1 丁目 1-11	119	197	079- 436-9900	079- 436-9901
野添ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	西野添 1 丁目 14-17	104	174	078- 943-4825	078- 943-4825
南部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	北本荘 2 丁目 6-30	139	230	079- 436-4110	079- 436-4110

○　危機管理対策本部等の組織構成

区　　分	職　　名
本部長	町長
副本部長	危機管理監、副町長、教育長
本部員	部長、消防団長

○　危機管理連絡会議の組織構成

区　　分		職　　名
会長		危機管理監
副会長		副町長、教育長
構成員	部長	
	企画課	課長
	危機管理課	課長
	総務課	課長
	税務課	課長
	債権管理課	課長
	協働推進課	課長
	産業環境課	課長
	住民課	課長
	保険課	課長
	健康福祉課	課長
	こども課	課長
	都市計画課	課長
	営繕課	課長
	土木課	課長
	上下水道課	課長
	会計室	室長
	議会事務局	局長
	教育総務課	課長
	地域学校教育課	課長

○　町対策本部の組織構成及び機能

①　組織構成

区　分	職　　名
本部長	町長
副本部長	危機管理監、副町長、教育長
本部員	部長、消防団長
参　与	町対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部の会議に参与として、町職員以外の者を出席させることができる。

②　各部局の機能

部局	武力攻撃事態等における業務	
事務局 危機管理課 企画課 総務課 会計室 税務課 債権管理課 議会事務局	全般	・　事務局内の連絡調整に関すること
	総括に関すること	・　国民保護に関する総合調整に関すること ・　町国民保護対策本部に関すること ・　避難実施要領の策定に関すること ・　特殊標章等の交付等に関すること ・　その他、各部局に属さない武力攻撃事態等に関すること
	広報・渉外に関すること	・　国民保護に関する広報・公聴に関すること ・　関係機関との連絡、報告、調整等に関すること ・　消防団との連絡調整に関すること ・　報道機関との連絡調整に関すること ・　県内自治体からの人的支援に関すること ・　警報の通知に関すること ・　避難指示等の伝達に関すること ・　外国人等への対応に関すること ・　自衛隊の派遣要請に関すること　等
	総務・情報に関すること	・　情報の整理・分析及び報告に関すること ・　被害状況等の取りまとめに関すること ・　安否情報の収集に関すること ・　物資・資機材の調達についての連絡調整に関すること ・　車両の配置、調達に関すること ・　住民等に対する災害情報、対策実施情報の広報、伝達に関すること ・　町庁舎における警戒等の予防対策及び復旧に関すること ・　職員及び家族の被害状況の把握と安否情報に関すること ・　国民保護対策関係予算の編成、執行計画に関すること ・　災害関係費支出の審査及び支払いに関すること ・　対応記録の作成、保存に関すること

部局	武力攻撃事態等における業務	
社会基盤部 都市計画課 営繕課 土木課 上下水道課	全般	・ 社会基盤部内の連絡調整に関すること
	輸送に関すること	・ 要員、物資の輸送に関すること ・ 資機材の配分、輸送に関すること ・ 建設資機材等のあっせんに関すること
	機動に関すること	・ 道路、橋梁その他土木施設の警戒等の予防対策及び緊急輸送道路の確保に関すること ・ 応急仮設住宅の建設に関すること ・ 漁港及び海岸等の被害状況調査及び応急対策に関すること ・ 公園の保全に関すること
	下水道に関すること	・ 下水道施設の警戒等の予防対策及び復旧に関すること
	水道に関すること	・ 飲料水の供給、非常給水に関すること ・ 医療用水の確保に関すること ・ 水道施設等の被害状況調査及び応急対策に関すること

部局	武力攻撃事態等における業務	
住民環境部 産業環境課 保険課 健康福祉課 こども課	全般	・ 住民生活部内の連絡調整に関すること
	健康・環境に関すること	・ 廃棄物処理に関すること ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・ 保健師・栄養士等保健関係者の応援に関すること ・ 遺体の収容、埋葬に関すること
	福祉支援に関すること	・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ 福祉施設の警戒等の予防対策及び復旧に関すること ・ 福祉施設等の被害状況調査及び応急対策に関すること ・ 町営住宅等の被害状況調査及び応急対策に関すること ・ 災害ボランティアに関すること
	物資・食料に関すること	・ 物資及び資材の備蓄等に関すること ・ 応急救助用食料の調達・供給に関すること ・ 生活必需物資の流通確保に関すること ・ 農地・農業用施設に関すること ・ 商工業関係の被害状況調査に関すること

部局	武力攻撃事態等における業務	
教育避難支援部 小中学校 幼稚園 協働推進課 住民課 地域学校教育課 教育総務課	全般	・　教育避難支援部内の連絡調整に関すること
	教育総務に関すること	・　被害児童生徒等・被害教職員の応急対策に関すること ・　被害児童生徒等の学用品等の給付に関すること ・　所管教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること ・　社会教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること ・　文化財の保護に関すること ・　教育の再開に関すること ・　避難所の設営及び管理運営の協力に関すること
	避難支援に関すること	・　避難誘導に関すること ・　避難所の設営及び運営に関すること ・　避難所の運営体制の整備に関すること

部局	武力攻撃事態等における業務	
消防活動部 消防団	消防活動に関すること	・　消防活動に関すること ・　被害者の捜索、救出、保護等に関すること

※　各課等は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行うものとする。

○　町対策本部の組織図

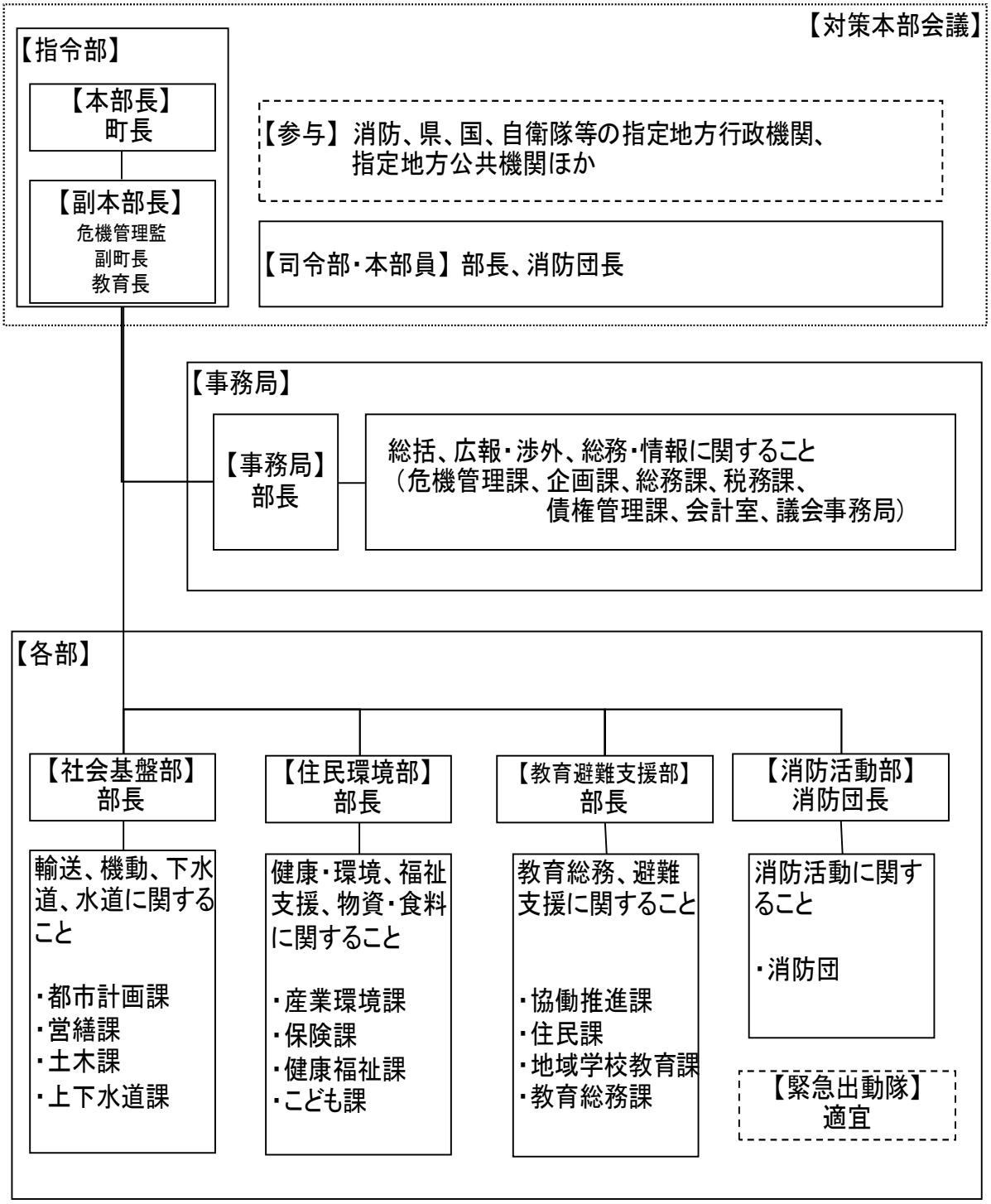

※各部の長は、部長、消防団長。
※上位の職責のものが不在の場合は、下位の職責のものが担う。
※事務局・各部ごとに職員を予め班編成し、適宜動員する。
※災害対策本部会議における参与との連絡窓口は、事務局が担う。

○　町対策本部設置時における配備体制別人員数

部	構成課	構成係	連絡員待機体制	災害警戒本部 予防体制 （第1号配備）	災害警戒本部 警戒体制 （第2号配備）	災害対策本部 非常体制 （第3号配備）
			部長級 危機管理担当部局	事務局・各部：1班	事務局・各部：2班以上 （状況に応じて増員）	全職員 （全班の半数）
指令部	町長		0	0	0	1
	危機管理監		1	1	1	1
	副町長		0	1	1	1
	教育長		0	1	1	1
	部長		9	9	9	9
指令部・合計人数			**10**	**12**	**12**	**13**
事務局	危機管理課	防災安全係	4名程度	5名程度	10名程度	15名程度
	企画課	政策調整係	－			
		秘書広報係				
		情報係				
	総務課	契約管財係	－			
		財政係				
		総務係				
		人事係				
	会計室	会計係	－			
	議会事務局	議事係	－			
	税務課	資産税係	－			
		住民税係				
	債権管理課	公債権係	－			
		私債権係				
社会基盤部	都市計画課	計画調整係	－	5名程度	10名程度	15名程度
		建築土地利用係				
	営繕課	営繕係	－			
	土木課	土木整備係	－			
		土木管理係				
	上下水道課	経営係	－			
		水道係	－			
		下水道係				
住民環境部	産業環境課	産業経済係	－	7名程度	14名程度	20名程度
		環境係				
	保険課	国保年金医療係	－			
		介護保険係				
		地域包括ケア係				
	健康福祉課	障害福祉係	－			
		地域福祉係				
		健康係				
	こども課	そだち支援係	－			
		幼児保育係				
		家庭支援係				
教育避難 支援部	協働推進課	住民協働係	－	2名程度	4名程度	7名程度
		生涯学習係				
	住民課	戸籍係	－			
		住民記録係	－			
	地域学校教育課	学校教育係				
		地域教育係				
	教育総務課	学事係	－			
各部局・合計人数			**4名程度**	**19名程度**	**38名程度**	**57名程度**

※表中の各体制の数字は、実際に配備されて活動する人数の目安。
※第1号配備では指令部・事務局が情報整理、その他の部が協働して情報収集を担当する。
※第2号配備以降は、各部局がそれぞれの役割を担当し、必要に応じて適宜動員する。

■施設関係職員の動員

住民環境部	産業環境課	可燃ごみ中継センター	－	－	施設対応の必要に応じて、適宜動員。	施設対応の必要に応じて、適宜動員。
	こども課	子育て支援センター				
教育避難 支援部	小中学校 ・幼稚園	播磨小学校				
		蓮池小学校				
		播磨西小学校				
		播磨南小学校				
		播磨中学校				
		播磨南中学校				
		播磨幼稚園				
		蓮池幼稚園				
		播磨西幼稚園				
	協働推進課	資料館				
施設関係職員・合計人数						

■消防団の動員

消防活動部	消防団		団長に連絡	災害の状況により団長が決定	団員全員

○　救援の程度及び方法の基準

<table>
<tr><th>根拠法令</th><th colspan="3">救援の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">１号</td><td rowspan="3">収容施設の供与</td><td rowspan="2">避難所</td><td>避難所の設置</td><td>避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。</td><td>（基本額）
１人１日当たり３３０円以内
（加算額）
冬季（１０月～３月）
別に定める額を加算した額</td><td>１　原則として、学校、公民館等既存の建物を利用
２　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費
３　福祉避難所を設置した場合は、通常の実費を加算</td></tr>
<tr><td>長期避難住宅の設置</td><td>（収容する期間が長期にわたる場合、又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、収容可）</td><td>・規模　１戸当たり
２９．７㎡を基準とする。
・設置費用　１戸当たり
5,714,000円以内
（基本額）
１人１日当たり３３０円以内
（加算額）
冬季（１０月～３月）
別に定める額を加算した額</td><td>１　長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費
２　同一敷地内又は近接する地域内におおむね５０戸以上設置した場合、集会等施設の設置可。規模及び設置費用は別に定める。
３　生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設の設置可
４　長期避難住宅に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の借上げによる収容可</td></tr>
<tr><td colspan="2">応急仮設住宅</td><td>避難指示解除後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないもの</td><td>・規模　１戸当たり
２９．７㎡を基準とする。
・設置費用　１戸当たり
5,714,000円以内</td><td>１　平均１戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。
２　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
３　賃貸住宅、宿泊施設等の借り上げによる設置も対象とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２号</td><td colspan="2" rowspan="2">炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>・避難所に収容された者
・武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事できない者
・避難指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者</td><td>１人１日当たり
１，１６０円以内</td><td>１　主食、副食及び燃料等経費
２　被災者が直ちに食することができる現物による。</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用</td></tr>
<tr><td>３号</td><td colspan="3">被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与</td><td>避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　季別及び世帯区分により１世帯当たり下表の額の範囲内
２　季別は、夏季（４月～９月）及び冬季とし、給与等を行う日をもって決定
<table><tr><th colspan="2">世帯人数</th><th>1人</th><th>2人</th><th>3人</th><th>4人</th><th>5人</th><th>6人以上1人増すごとに加算する額</th></tr><tr><td rowspan="2">季別</td><td>夏</td><td>18,800円以内</td><td>24,200円以内</td><td>35,800円以</td><td>42,800円以内</td><td>54,200円以内</td><td>7,900円以内</td></tr><tr><td>冬</td><td>31,200円以内</td><td>40,400円以内</td><td>56,200円以内</td><td>65,700円以内</td><td>82,700円以内</td><td>11,400円以内</td></tr></table></td><td>次の品目の範囲内で現物による。
・被服、寝具及び身の回り品
・日用品
・炊事用具及び食器
・光熱材料</td></tr>
</table>

根拠法令	救援の種類		対　　象	費用の限度額	備　　考
４号	医療の提供及び助産	医療	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者（応急的措置）	１　救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費 ２　病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬額以内 ３　施術所による場合 協定料金の額以内	１　救護班における実施が原則 ２　急迫時やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（マッサージ、はり等）における医療の実施可 ３　次の範囲内で実施 ・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護
		助産	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者	１　救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 ２　助産師による場合 慣行料金の８０／１００以内の額	次の範囲内で実施 ・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
５号	被災者の捜索及び救出		避難指示解除後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合で、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
６号	埋葬及び火葬		武力攻撃災害の際死亡した者	１体当たり 大人２１５，２００円以内 小人１７２，０００円以内	１　死体の応急的処理程度のものを行う。 ２　原則として、棺又は棺材の現物をもって行う。 ３　次の範囲内で実施 ・棺（付属品を含む。） ・埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ・骨つぼ又は骨箱
７号	電話その他の通信設備の提供		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	１　電話、インターネットその他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより実施 ２　消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、通信設備設置費及び通信費
８号 ①	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理		避難指示解除後又は武力攻撃により新たな被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者	１世帯当たり ５９５，０００円以内	１　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分に対して実施 ２　現物をもって実施
８号 ②	学用品の給与		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒等	１　教科書代 ・小中学校の児童生徒等 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費 ・高等学校等生徒 正規授業で使用する教材実費 ２　文房具費及び通学用品費 （１人当たり） 小学校児童　４，５００円 中学校生徒　４，８００円 高等学校等生徒５，２００円	現物をもって実施 １　避難指示が長期間解除されない場合又は武力攻撃災害が長期間継続している場合は、必要に応じ再実施可 ２　小学校児童　小学校及び特別支援学校小学部の児童 中学校生徒　中学校、特別支援学校中学部及び中等教育学校前期課程生徒 高等学校等生徒　高等学校（定時・通信制含む。）、特別支援学校高等部、中等教育学校後期課程及び高等専門・専修・各種学校の生徒等

根拠法令		救援の種類		対　　象	費用の限度額	備　　考
8号	③	死体の捜索及び処理	死体の捜索	避難指示解除後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
			死体の処理	武力攻撃災害の際死亡した者の死体に関する処理（埋葬を除く。）	1　洗浄、縫合、消毒等 １体当たり3，５００円以内 2　一時保存 ・一時収容の既存建物借上費、通常の実費 ・既存建物以外 １体当たり5，４００円以内 ※ドライアイス購入費等必要時当該地域の通常実費加算可	次の範囲で実施 ・死体の洗浄、縫合、消毒等の措置 ・死体の一時保存 ・検案（原則として救護班において実施）
	④	武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	障害物の除去	避難指示解除後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠かせない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者	１世帯当たり １３７，９００円以内	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
		救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費			当該地域における通常の実費	1　飲料水の供給 2　医療の提供及び助産 3　被災者の捜索及び救出 4　死体の捜索及び処理 5　救済用物資の整理配分

※１　この表は、国民保護法施行令第１０条第１項に基づき、内閣総理大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成２５年度内閣府告示第２２９号、平成２７年度内閣府告示第４５号）」において示されている内容を整理したものである。

※２　根拠法令欄の号は、国民保護法第７５条第１項の各号を、第８号の〇数字は国民保護法施行令第９条の各号を示している。

※３　上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別基準を定める。

※４　救援を実施する都道府県知事は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定についての意見を申し出ることができる。

○　医療機関一覧表

名　　称	所在地	電話	診療科目	病床数
秋澤診療所	北本荘２丁目 7-1 柴屋ビル２階	079-437-1500	内科 心療内科 精神科 神経科	
浅井クリニック	宮北１丁目 5-14	079-437-6306	整形外科・内科 リウマチ科 ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科	
うえだ皮フ科クリニック	野添 1654 番地の 5	078-941-1120	皮膚科	
おおた内科クリニック	北野添 2 丁目 6-58	078-942-3355	内科 消化器内科 リウマチ科	
岡本クリニック	北本荘５丁目 10-11	079-437-2271	腎臓内科 人工透析 内科 外科・胃腸科 整形外科 ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科 肛門科	19
おぎの耳鼻咽喉科	野添 1667 番地の 15	078-943-8282	耳鼻咽喉科	
おひさまこどものクリニック	野添 1655 番地の 3	078-943-7800	小児科 小児神経内科	
河合医院	野添城３丁目 6-19	078-941-2255	内科 小児科 外科	
かわしま内科クリニック	北本荘１丁目 14-14	079-436-2660	内科 循環器内科 呼吸器内科	
くろだ小児科	南大中１丁目 1-25	079-430-2111	小児科 アレルギー科	
神前医院	宮北 3 丁目 12-17	079-436-6777	内科	
新谷クリニック	野添 1662 番地の 4 瓜生ビル２階	078-941-6123	心療内科 神経内科 精神科	
たてやクリニック	東本荘２丁目 6-9	079-437-0118	糖尿病内科 内科・眼科	

名　　称	所在地	電話	診療科目	病床数
土山内科外科医院	野添 1662 番地の１	078-942-1918	内科・循環器科 外科・消化器科	
寺岡耳鼻咽喉科	南野添３丁目 10-11 セフレ播磨２階	079-435-3376	耳鼻咽喉科	
服部クリニック	北野添２丁目 7-12	078-941-1234	内科	
はりま病院	北野添２丁目 1-15	078-943-0050	内科・消化器内科・内視鏡内科・外科・消化器外科・内視鏡外科・整形外科・精神科・もの忘れ外来・ｽﾎﾟｰﾂ外来	89
まついクリニック	南野添３丁目 10-11 セフレ播磨２階	079-436-8100	泌尿器科 腎臓内科	
まつもと眼科	南野添３丁目 10-11 セフレ播磨２階	079-435-5220	眼科	
明姫診療所	西野添３丁目 17-6	078-944-0001	内科・消化器科 循環器科 リハビリ科	
吉田皮膚科クリニック	南野添３丁目 10-11 セフレ播磨２階	079-441-1239	皮膚科	
米山小児科	西野添１丁目 14-8	078-943-0135	小児科	

名　　称	所在地	電話	診療科目
浅原歯科医院	南大中１丁目 4-37	079-437-8148	歯科
あさはら歯科	北本荘２丁目 3-24	079-435-6255	歯科
あらい歯科クリニック	北本荘２丁目 7-20	079-437-1190	歯科 矯正歯科 小児歯科
安藤歯科医院	野添 1656 番地の 1 八木ビル２階	078-949-0560	歯科 小児歯科 歯科口腔外科
上山歯科医院	南野添１丁目 1-34	079-436-0011	歯科
朱歯科クリニック	西野添１丁目 1-10	078-944-6060	歯科 小児歯科
たかはし歯科医院	東本荘１丁目 2-3 福田ビル２階	079-435-3081	歯科 口腔外科 小児歯科
田中歯科医院	宮北２丁目 16-30	079-435-8500	歯科 小児歯科
とくだ歯科	南野添３丁目 1-6	079-435-1000	歯科
ながさわ歯科	野添 1670 番地の 4	078-941-4180	歯科 小児歯科
ニコ歯科クリニック	北野添２丁目 1-2 ＢｉＶｉ土山２Ｄ	078-943-2539	歯科 小児歯科 矯正歯科
松本歯科医院	上野添１丁目 8-6	078-942-9370	歯科
水田歯科医院	西野添４丁目 2-22	078-944-1333	歯科
YOCO デンタルクリニック	南野添３丁目 10-11 セフレ播磨１階	079-441-9526	歯科 小児歯科

名　　称	所在地	電話	診療科目
上田鍼灸接骨院	南野添１丁目 3-21-1F-A	079-437-0076	接骨
てらお整骨院	大中２丁目 9-20-104	079-436-7008	接骨
徳山接骨院	北本荘１丁目 14-5	079-437-1152	接骨
まえはま接骨院	北古田１丁目 62-1	079-436-7257	接骨
山田接骨院	野添城１丁目 5-19	078-941-9333	接骨

○　一般廃棄物等許可業者一覧

町内一般廃棄物許可業者

業者名	所在地	電話番号	備考
株式会社 竹本商会	明石市二見町西二見 1622-1	078-943-3967	
有限会社 第一清掃	南大中 2 丁目 5-15	079-436-8441	
金澤産業 株式会社	稲美町加古 3869	079-492-7003	
木村工業 株式会社	大久保町ゆりのき通 1 丁目 5-17	078-936-3425 0120-762-110	
公益社団法人 加古郡広域シルバー人材センター	南野添 1 丁目 23-7	079-437-7386	家庭系ごみ

浄化槽清掃業許可業者

業者名	所在地	電話番号	備考
有限会社 エコクリーン	加古川市別府町別府 889-7	079-437-0448	
阪神連合清掃 株式会社	明石市大明石町 1-12-17	078-928-8454	
有限会社 播磨清掃社	北本荘 7 丁目 9-18	079-435-0015	
播磨営繕 有限会社	加古川市平岡町土山 1192-5	078-943-2875	
株式会社 大洋	姫路市山吹 2-11-12	079-297-5411	清掃のみ
株式会社ＳＩＣ	加古川市加古川町備後 335	079-423-0358	

播磨町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年８月２日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、播磨町の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第１項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び様式）

第２条　この要綱において「特殊標章」とは、別表に定めるとおりとする。

２　この要綱において「身分証明書」の様式は、様式第１号のとおりとする。

（交付の対象者）

第３条　町長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、町長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

(1)　町の職員で国民保護措置に係る職務を行う者

(2)　消防団長及び消防団員

(3)　町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(4)　町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

（交付の手続）

第４条　町長は、前条第１号及び第２号に掲げる者を、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第３号、以下「台帳」という。）に登録し、特殊標章等を作成して交付するものとする。

２　町長は、前条第３号及び第４号に掲げる者から特殊標章等に係る交付申請書（様式第２号）により申請があった場合において、その内容が適正と認めるときは、台帳に登録し、特殊標章等を作成し交付するものとする。

（腕章及び帽章の交付）

第５条　町長は、第３条第１号又は第２号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、必要と認めるものに対し、平時において、第２条第１項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

２　町長は、第３条各号に掲げる者（前項に掲げる者を除く。）に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第６条　町長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第２条第１項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

（訓練における使用）

第７条　町長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施するときは、第３条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができる。

2　町長は、前項の規定に基づき腕章等を貸与する場合において、必要に応じ場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条　町長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者から申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2　前項の場合において、町長が必要と認めるときは、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条　特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（様式第4号）により、速やかに町長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2　前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

（身分証明書の交付）

第10条　町長は、第5条第1項の規定により腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2　町長は、第5条第2項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条　身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条　身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（様式第5号）により速やかに町長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2　前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間の更新）

第13条　第10条第1項の規定により町長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2　第10条第2項の規定により、町長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、町長が必要と認める期間とする。

3　身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

（保管）

第14条　町長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2　特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（返納）

第 15 条　町長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

（濫用の禁止）

第 16 条　特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2　特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3　特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置にかかる職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

（周知）

第 17 条　町長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

（雑則）

第 18 条　この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第 19 条　特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、防災担当グループが行うものとする。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）　「特殊標章」

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示	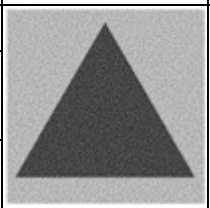	1）オレンジ色地に青色の正三角形とする。 2）三角形の一の角が垂直に上を向いている。 3）三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

様式第１号（第２条関係）

「身分証明書」

表面

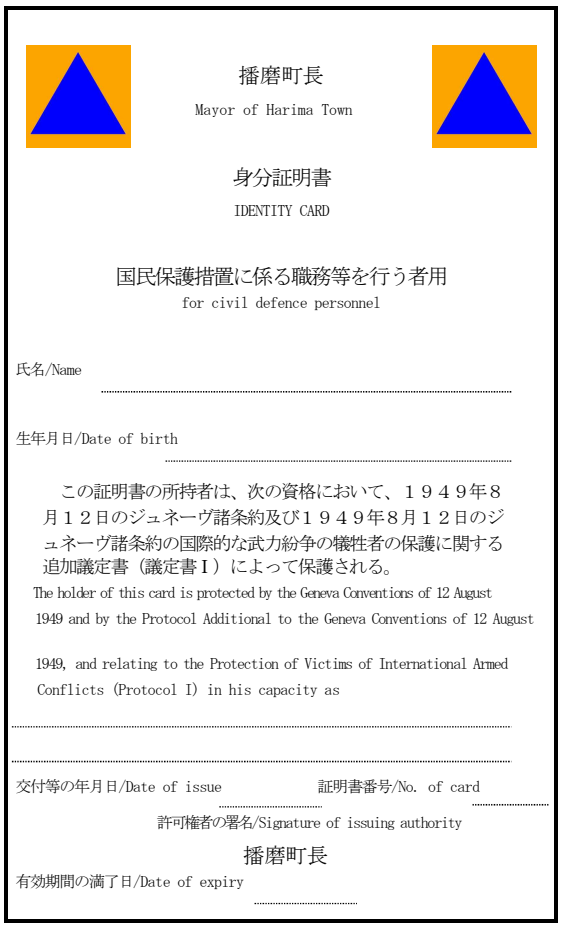

裏面

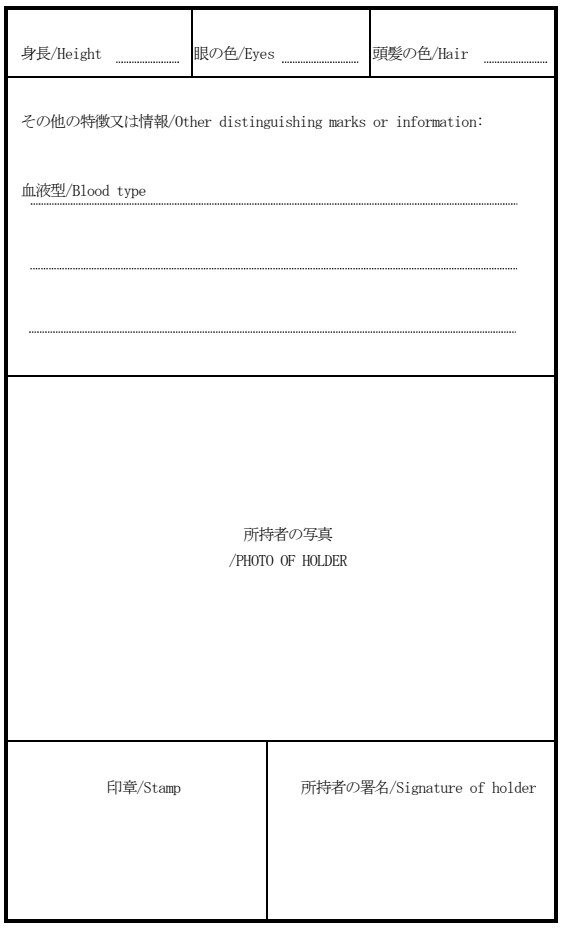

（日本工業規格Ａ７（横７４ミリメートル、縦１０５ミリメートル））

様式第２号(第４条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

（許 可 権 者）　　年　　月　　日

様

私は、国民保護法第１５８条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：（ 漢　字 ） （ローマ字）	生年月日（西暦） 年　　月　　日
申請者の連絡先 住　　所：〒 電話番号： E-mail ：	写　真 縦４×横３cm （身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ）
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身長　　：　　cm　　眼の色： 頭髪の色：　　血液型：　　（Ｒｈ因子　　）	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
（標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載）

（許可権者使用欄）

資　格：

証明書番号：　　交付等の年月日：

有効期間の満了日：

返納日：

様式第３号(第４条関係)

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書番号	氏名（漢字）	氏名（ローマ字）	生年月日	資　　格	交付等の年月日	有効期間の満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
(記載例)1	国民　保護	Hogo Kokumin	1975/6/18	○○町の職員	2005/6/18	2007/6/18	173	茶	黒	0(Rh+)		帽子、衣服用×１	2007/6/18	所属：国民保護課

様式第４号(第９条関係)

特殊標章再交付申請書

年　　月　　日

播磨町長　様

申請者

住所　　(電話　　)

氏名　　印

1　紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号

2　紛失(破損等)年月日

3　紛失の状況(破損等の理由)

4　その他必要な事項

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
　　2　※印の欄は、記入しないこと。

様式第５号(第 12 条関係)

身分証明書再交付申請書

年　　月　　日

播磨町長　様

申請者

住所　　(電話　　)

氏名　　印

1　旧身分証明書番号

2　理由

3　その他必要な事項

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
2　理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
3　紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
4　記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
5　※印の欄は、記入しないこと。